

非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

日 時：7月9日（水）～11日（金）

場 所：WTO本部（スイス・ジュネーブ）

出席者：農林水産省：水産庁山本漁政部長、長尾漁政部参事官、
林野庁大杉木材貿易対策室長他

外 務 省：経済局国際機関第一課甲斐企画官他

経済産業省：田中通商機構部長、鈴木通商機構部参事官他

財 務 省：近藤関税局上席調査官

1. 我が国の主張

議長提案には大きな問題点があるとして、我が国の基本的考え方即し、

- (1) 関税削減方式は低関税国に一方的に大きな引下げを強いるものであり、公平性に欠け、先進国・途上国共通の削減方式とすべき、
- (2) 各国のセンシティブ品目に配慮し、すべての加盟国が受け入れられる一定の柔軟性のある削減方式が必要である、
- (3) 関税撤廃のセクターに水産物が挙げられており、有限天然資源の持続的利用の観点から受け入れられない、
- (4) 低関税率の撤廃は、過去の引下げにより既に低関税率となっている国にとって不公平である。

等と主張するとともに、林産物も関税撤廃すべきとのニュージーランドの主張に対し、地球規模の環境問題の観点から、受け入れられない旨明確に反論した。

2. 各国の主張

(1) 関税削減方式

米、EU等は、ジラール議長案は、必要な要素を盛り込んでいるものの、平均関税率が高い国程引下げ率が小さくなる等公平性に欠ける点を指摘し、先進国・途上国共通の引下げ方式を基本とした上で、途上国の自由化に向けた努力に応じた配慮を行うべきとする主張を行った。

我が国、韓国、台湾等は、上記のジラール案の問題点を指摘するとともに、各国のセンシティブ品目に配慮し、全ての国が受け入れられる引下げ方式とすべきとの主張を行った。

途上国は、先進国・途上国共通の引下げ方式との考えに強く反発しつつジ

ラール案を基礎に更なる途上国配慮を主張する国がある一方、ジラール案は既に低関税となっている途上国にとって不公平であるとの問題点を指摘する国があった。

(2) 分野別関税撤廃

米、EU等の多くの先進国は、コアモダリティの一部として、全加盟国参加の義務的なものとして実施すべきとの主張を行った。多くの途上国は、義務的枠組みに反対し、任意参加を前提とすべきと主張した。ニュージーランド、米、加、アイスランドは、水産物の関税撤廃を支持したのに対し、我が国、韓国、台湾はこれに反対した。また、ニュージーランドは林産物も関税撤廃分野に含めるべきとの主張を行ったのに対し、我が国は反対した。

(3) 非関税障壁

非関税障壁については、手続き論を中心に意見が出され、引き続き、非関税障壁の分類作業等を行うこととなった。

3. 今後の予定

以上の議論を経て、ジラール交渉グループ議長より、「カンクン閣僚会議までの時間が限られている中で、加盟国間の立場の違いを縮めるための努力を加速させることが必要との認識が示された。」との発言を行い、引き続き交渉に取り組むことで各国とも異論なく会合を終えた。

(今後の日程)

7月28～30日 非公式ミニ閣僚会合（於：カナダ・モントリオール）

8月13～15日 非農産品市場アクセス会合

9月10～14日 第5回WTO閣僚会合（於：メキシコ・カンクーン）